

2019年3月吉日

会員各位

荒井商事株式会社
アライオートオークション仙台(株)
アライオートオークショングループ

重 要

スライドサービス利用規約 改定のご案内

拝啓 早春の候、貴社ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素はアライオートオークショングループに格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、アライオートオークショングループでは、2019年3月15日より下記の通り、弊社会員規約につきまして改定をさせていただきます。

今後とも、オークションがよりスムーズに開催できますよう、当社と致しましても精一杯努力して参りますので、ご利用会員の皆様方におきましても、何卒ご協力の程、宜しくお願ひ申し上げます。

敬具

記

導 入 日

2019年3月15日

内 容

【規約改定】

1. 第5条（個々の申し込みの方法）

1. 第5条（個々の申し込みの方法）の改定

《現在の規約》

スライドサービス登録会員は、当社の主催するオークションで落札した車両のうち支払期限の延長を希望する車両について、オークション終了後30分以内に所定の方法で当社に申し出るものとし、当社がそれを承諾した事により支払期限の延長がなされるものとします。

↓

《改定後の規約》

スライドサービス登録会員は、当社の主催するオークションで落札した車両のうち支払期限の延長を希望する車両について、オークション終了後30分以内に所定の方法で当社に申し出るものとし、当社がそれを承諾した事により支払期限の延長がなされるものとします。なお、当社の承諾は、当社が翌営業日にスライド手続き完了通知書をファクシミリにて送信することによって行うものとします。

以上